

2021年4月1日

会社法第801条第1項に定める事後備置書類
(吸収合併に関する事後備置書類)

愛知県刈谷市朝日町二丁目一番地
株式会社アイシン
取締役社長 伊勢 清貴

当社は、2020年12月22日付でアイシン・エイ・ダブリュ株式会社（以下、「AW」という。）との間で締結した合併契約に基づき、2021年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、AWを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本件合併」という。）を行いました。本件合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は、以下のとおりです。

1. 本件合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）

2021年4月1日

2. AWにおける次に掲げる事項（会社法施行規則第200条第2号）

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

本件合併をやめることを請求したAWの株主はいませんでした。

(2) 会社法第785条及び第787条の規定並びに第789条の規定による手続の経過

ア 反対株主の株式買取請求（会社法第785条）

AWは、2021年3月4日、会社法第785条第3項の規定により、AWの株主に対し通知いたしましたが、所定の期間内に会社法第785条第1項の規定による株式買取請求を行ったAWの株主はいませんでした。

イ 新株予約権買取請求（会社法第787条）

AWは、新株予約権を発行していなかったため、本件合併においては、会社法第787条の規定による手続は行っていません。

ウ 債権者の異議（会社法第789条）

AWは、2021年2月19日、会社法第789条第2項及び第3項の規定により、AWの債権者に対して本件合併について異議があれば申し出るよう官報及び電子公告により公告を行いました。所定の期間内に異議を述べたAWの債権者はいませんでした。

3. 当社における次に掲げる事項（会社法施行規則第200条第3号）

（1）会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過

本件合併は、会社法796条第2項本文に規定する場合（第795条第2項各号に掲げる場合及び第796条第1項但書又は第3項に規定する場合を除く。）に該当するため、本会社法796条の2の規定による請求に関する事項の適用はありません。

（2）会社法第797条及び第799条の規定による手続の経過

ア 反対株主の株式買取請求（会社法第797条）

本件合併は、会社法796条第2項本文に規定する場合（第795条第2項各号に掲げる場合及び第796条第1項但書又は第3項に規定する場合を除く。）に該当するため、本会社法797条の規定による請求に関する事項の適用はありません。

イ 債権者の異議（会社法第799条）

当社は、2021年2月19日、会社法第799条第2項の規定により、当社の債権者に対して本件合併について異議があれば申し出るよう官報及び電子公告の方法により公告を行いましたが、所定の期間内に異議を述べた当社の債権者はいませんでした。

4. 本件合併により当社がAWから承継した重要な権利義務に関する事項
（会社法施行規則第200条第4号）

当社は、AWの資産、負債その他一切の権利義務を承継しました。

5. 会社法第782条第1項の規定によりAWが備え置いた書面に記載がされた事項
（会社法施行規則第200条第5号）

別紙1記載のとおりです。

6. 会社法第921条の変更の登記をした日（会社法施行規則第200条第6号）
2021年4月1日

7. 上記に掲げるもののほか、本件合併に関する重要な事項
（会社法施行規則第200条第7号）

該当事項はありません。

以 上

2020年12月23日

会社法第794条第1項に定める事前備置書類
(吸収合併に関する事前備置書類)

愛知県刈谷市朝日町二丁目1番地
アイシン精機株式会社
取締役社長 伊勢 清貴

当社は、2020年12月22日付でアイシン・エイ・ダブリュー株式会社（以下、「AW」という。）との間で締結した合併契約に基づき、2021年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、AWを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本件合併」という。）を行うことといたしました。本件合併に関し、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に定める事項は、以下のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容

別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

当社及びAWは、本件合併に際して、当社が、本件合併によりAWの権利義務の全部を承継する対価として、当社を除く、AWの株主であるアイシン高丘株式会社、アイシン化工株式会社、アイシン軽金属株式会社及びアイシン開発株式会社に対して、各株主が所有するAWの株式1株につき、以下の算定式に基づき算定される額の金銭を交付することを合意しました。

$$1 \text{ 株当たりの合併対価の額} = \frac{\text{AW の 2020 年 12 月末における修正簿価純資産の額}}{\text{AW の発行済株式総数（自己株式を除く）}}$$

- ・「AWの2020年12月末における修正簿価純資産の額」は、AWの2021年3月期第3四半期決算における簿価純資産に基づき、所定の時価修正を行うことにより算出する。
- ・「所定の時価修正」とは、(i)AW及びその子会社からなる企業集団（以下、「AWグループ」という）が所有する10,000㎡以上の土地（海外の土地を含む。）の時価修正、及び(ii)AWグループが保有する有価証券の時価修正を意味する。

かかる対価の算定方法は、当社とAWの財務状況、資産状況、当社とAWとの資本関係（AWは、当社の子会社であること）、合併対価の交付を受けるAWの株主の属性（AWの少数株主も、当社の子会社であること）等の諸般の事情を総合的に勘案し、慎重に協議を重ねた上で、修正簿価純資産方式に基づき算定することが妥当である旨決定したものであり、対価の算定方法として相当であると判断いたします。

なお、本件合併の対価は金銭であるため、本件合併に際して、当社の資本金及び準備金の額は増加しません。

3. 吸収合併消滅会社の新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併消滅会社の計算書類等に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等

別紙2のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象

当社は、2020年4月1日付で、トヨタ自動車株式会社より、同社が保有する当社の普通株式3,887,000株を、総額296,962,450,447円にて取得（自己株式の取得）いたしました。

5. 吸収合併存続会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本件合併により、当社は、AWの権利義務の全部を承継することとなりますが、当社及びAWのいずれにおいても、最終事業年度末日における資産の額が負債の額を上回っており、また、本件合併の効力発生日においても、当社の資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みであります。また、現在、本件合併の効力発生日以後に、当社の財務状況及びキャッシュ・フローが悪化すると認められる事情も予測されておりません。

以上から、本件合併の効力発生日以後における債務の履行の見込みはあるものと判断いたします。

以 上

別紙1

合併契約書

アイシン精機株式会社

アイシン・エイ・ダブリュ株式会社

合併契約書

アイシン精機株式会社（以下「甲」という。）及びアイシン・エイ・ダブリュー株式会社（以下「乙」という。）は、甲乙間の合併に関し、次のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併）

甲及び乙は、本件効力発生日をもって、甲を存続会社とし、乙を消滅会社とする吸収合併（以下「本件合併」という。）を行うものとし、本件合併により、甲は、乙の権利義務の全部を承継して存続し、乙は、消滅する。

第2条（存続会社及び消滅会社の商号及び住所）

本件合併に係る存続会社である甲及び本件合併に係る消滅会社である乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

甲：	（商号）	アイシン精機株式会社
		（2021年4月1日付で「株式会社アイシン」に商号変更予定）
	（住所）	愛知県刈谷市朝日町二丁目1番地
乙：	（商号）	アイシン・エイ・ダブリュー株式会社
	（住所）	愛知県安城市藤井町高根10番地

第3条（合併に際して交付する金銭の算定方法及び割当てに関する事項）

1. 甲は、本件合併に際して、効力発生日の前日の乙の株主名簿に記載された乙の株主（甲を除く）に対して、その所有する乙の株式1株につき、以下の算定式に基づき算定される額の金銭を交付するものとする。

$$1 \text{ 株当たりの合併対価の額} = \left\{ \frac{\text{乙の2020年12月末における修正簿価純資産の額}}{\text{乙の発行済株式総数（自己株式を除く）}} \right\}$$

2. 前項に定める「乙の2020年12月末における修正簿価純資産の額」は、乙の2021年3月期第3四半期決算における簿価純資産に基づき、所定の時価修正を行うことにより算出する。
3. 前項に定める「所定の時価修正」とは、(i)乙及びその子会社からなる企業集団（以下、「乙グループ」という）が所有する10,000㎡以上の土地（海外の土地を含む。）の時価修正、及び(ii)乙グループが保有する有価証券の時価修正を意味する。

第4条（効力発生日）

本件合併の効力発生日は、2021年4月1日とする。但し、本件合併の手續上の必要性その他の事由により、必要に応じて、甲乙合意の上、本件合併の効力発生日を変更することができる。

第5条（株主総会の決議その他の手續）

1. 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約の承認に関する株主総会決議を得ない。
2. 乙は、本件効力発生日の前日までに、会社法第783条第1項に基づき、本契約の承認に関する株主総会決議を得る。
3. 前二項に定めるものの他、甲及び乙は、債権者保護手續、法定書類の開示手續、株主宛通知・公告その他関連法令により本件合併に必要となる手續を行うものとする。

第6条（善管注意義務）

甲及び乙は、本件効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもって、それぞれの業務を執行し、また、本件合併に必要な手續を履践しなければならない。

第7条（条件変更及び解除）

本契約締結後、本件効力発生日までの間において、本件合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本件合併を行う目的の達成が困難となった場合には、甲乙合意の上、本契約を変更し又はこれを解除することができる。

第8条（合併契約の効力）

本契約は、乙の株主総会の承認が得られなかった場合、又は本契約の履行に必要な法令に定める関係官庁の承認等（もしある場合）が得られなかった場合、その効力を失う。

第9条（準拠法及び管轄裁判所）

本契約は、日本法に準拠するものとし、日本法に従って解釈される。本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第10条（誠実協議）

本契約に定めのない事項その他本件合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙間で誠実に協議の上、決定する。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲は原本を保有し、乙が写しを保有する。

2020年12月22日

甲：愛知県刈谷市朝日町二丁目1番地

アイシン精機株式会社

取締役社長 伊勢 清貴



乙：愛知県安城市藤井町高根10番地

アイシン・エイ・ダブリュ株式会社

取締役社長 尾崎 和久



第 5 2 期

計 算 書 類

2 0 1 9 年 4 月 1 日から
2 0 2 0 年 3 月 3 1 日まで

アイシン・エイ・ダブリュ株式会社
愛知県安城市藤井町高根 1 0 番地

貸 借 対 照 表

(2020 年 3 月 31 日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
〔 資 産 の 部 〕		〔 負 債 の 部 〕	
流 動 資 産	551,583	流 動 負 債	342,102
現 金 及 び 預 金	1,275	電 子 記 録 債 務	52,789
預 け 金	155,275	買 掛 金	106,849
売 掛 金	261,060	短 期 借 入 金	1,700
電 子 記 録 債 権	24,076	未 払 金	9,641
信 託 受 益 権	853	未 払 法 人 税 等	2,269
有 価 証 券	1,000	未 払 費 用	131,914
製 品	29,702	預 り 金	36,521
原 材 料	44	そ の 他	416
仕 掛 品	25,060	固 定 負 債	61,625
貯 蔵 品	1,721	退 職 給 付 引 当 金	60,839
未 収 入 金	35,299	そ の 他	786
短 期 貸 付 金	5,095	負 債 計	403,727
そ の 他	11,613		
貸 倒 引 当 金	△ 497		
固 定 資 産	461,660	〔 純 資 産 の 部 〕	
有 形 固 定 資 産	255,105	株 主 資 本	609,136
建 物	65,629	資 本 金	26,480
構 築 物	7,953	資 本 剰 余 金	48,611
機 械 装 置	128,578	資 本 準 備 金	20,000
車 輜 運 搬 具	754	そ の 他 資 本 剰 余 金	28,611
工 具 器 具 備 品	7,117	利 益 剰 余 金	534,044
土 地	44,793	利 益 準 備 金	7,470
建 設 仮 勘 定	277	そ の 他 利 益 剰 余 金	526,574
無 形 固 定 資 産	4,795	別 途 積 立 金	177,000
投資その他の資産	201,759	繰 越 利 益 剰 余 金	349,574
投 資 有 価 証 券	11,043	評価・換算差額等	379
関係会社株式・出資金	110,301	その他有価証券評価差額金	379
長 期 貸 付 金	5,155	純 資 産 計	609,515
前 払 年 金 費 用	315		
繰 延 税 金 資 産	73,895		
そ の 他	1,170		
貸 倒 引 当 金	△ 122		
合 計	1,013,243	合 計	1,013,243

損 益 計 算 書

(2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日まで)

(単位：百万円)

科 目				金 額	
売 上	高				1,399,858
売 上 原 価	価				1,330,830
売 上 総 利 益	益				69,027
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	費				65,653
営 業 利 益	益				3,373
営 業 外 収 益	益				
受 取 利 息 及 び 配 当 金	金	29,621			
そ の 他	他	11,080			40,701
営 業 外 費 用	用				
支 払 利 息	息	748			
そ の 他	他	16,194			16,942
経 常 利 益	益				27,133
税 引 前 当 期 純 利 益	益				27,133
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	税	6,640			
法 人 税 等 調 整 額	額	△ 5,632			1,008
当 期 純 利 益	益				26,125

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 剰 余 合 計
						特 別 償 却 準 備 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
2019年4月1日残高	26,480	20,000	1,762	21,762	7,470	1	177,000	332,667	517,139
当 期 中 の 変 動 額									
特別償却準備金取崩				—		△1		1	—
剰 余 金 の 配 当				—				△9,219	△9,219
当 期 純 利 益				—				26,125	26,125
合 併 に よ る 増 加			26,848	26,848					—
自 己 株 式 の 処 分				—					—
株主資本以外の項目の 当期中の変動額（純額）				—					—
当期中の変動額合計	—	—	26,848	26,848	—	△1	—	16,906	16,905
2020年3月31日残高	26,480	20,000	28,611	48,611	7,470	—	177,000	349,574	534,044

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評価・換算 差 額 等	純 資 産 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	
2019年4月1日残高	△7,068	558,312	814	559,127
当 期 中 の 変 動 額				
特別償却準備金取崩		—		—
剰 余 金 の 配 当		△9,219		△9,219
当 期 純 利 益		26,125		26,125
合 併 に よ る 増 加		26,848		26,848
自 己 株 式 の 処 分	7,068	7,068		7,068
株主資本以外の項目の 当期中の変動額（純額）		—	△435	△435
当期中の変動額合計	7,068	50,823	△435	50,388
2020年3月31日残高	—	609,136	379	609,515

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式・・・移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの・・・決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により処理しております）

時価のないもの・・・移動平均法による原価法

2. デリバティブは時価法により評価しております。

3. たな卸資産は総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により評価しております。

4. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

(2) 無形資産（リース資産を除く）

定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

なお、リース取引開始日が2008年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

5. 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率を基本として総合的に勘案し、また、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

6. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

また、役員退職慰労引当金は、役員（執行役員を含む）の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。なお、当期末要支給額（1,074百万円）は、退職給付引当金に含めて計上しております。

7. ヘッジ会計の方法は、原則的な処理方法を採用しております。

8. 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する短期金銭債権	378,916百万円
2. 関係会社に対する長期金銭債権	5,130百万円
3. 関係会社に対する短期金銭債務	36,440百万円
4. 有形固定資産の減価償却累計額	734,586百万円
5. 担保に供している資産及び担保に係る負債	
担保に供している資産	
有価証券	1,000百万円
投資有価証券	6,144百万円
担保に係る負債	
従業員預り金	6,383百万円
貸借対照表上は流動負債預り金に含めて記載しております。	

3. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社に対する売上高	901,352百万円
2. 関係会社からの仕入高	418,716百万円
3. 関係会社に対する営業取引以外の取引高	34,146百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当期の末日における発行済株式の数	
普通株式	9,802,283株
2. 当期中に行った剰余金の配当に関する事項	
(1) 2019年6月5日開催の第51回定時株主総会決議による配当	
配当金の総額	6,573百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	710円
基準日	2019年 3月31日
効力発生日	2019年 6月 6日
(2) 2019年10月30日開催の取締役会決議による配当	
配当金の総額	2,646百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	270円
基準日	2019年 9月30日
効力発生日	2019年11月29日
3. 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの	
無配のため、記載すべき事項はありません。	

5. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については安全性の高い金融商品に限定し、金融機関等からの借入により資金を調達しております。

売掛金及び電子記録債権に係る取引先の信用リスクは、顧客動向を元にリスクを判断し、必要に応じて軽減を図っております。また、投資有価証券は主に株式、債券であり、財務状況や時価などをモニタリングし、見直しを行っております。

借入金の使途は主として設備資金及び運転資金であり、デリバティブ取引は、為替変動リスクにさらされている子会社貸付金に対して、通貨スワップ及び為替予約を利用してヘッジしております。

なお、通貨スワップ及び為替予約は実需の範囲内で資金会計要領におけるデリバティブ取扱要領に沿って行うこととし、投機的な取引は行っておりません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（（注2）を参照下さい。）

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額(*1)	時価(*1)	差 額
(1) 現金及び預金	1, 275	1, 275	—
(2) 預け金	155, 275	155, 275	—
(3) 売掛金 (*2)	260, 563	260, 563	—
(4) 電子記録債権	24, 076	24, 076	—
(5) 信託受益権	853	853	—
(6) 未収入金	35, 299	35, 299	—
(7) 短期貸付金	5, 095	4, 983	112
(8) 有価証券	1, 000	1, 000	—
(9) 投資有価証券	6, 766	6, 766	—
(10) 関係会社株式・出資金	650	650	—
(11) 長期貸付金	5, 155	4, 999	156
(12) 電子記録債務	(52, 789)	(52, 789)	—
(13) 買掛金	(106, 849)	(106, 849)	—
(14) 短期借入金	(1, 700)	(1, 700)	—
(15) 未払金	(9, 641)	(9, 641)	—
(16) 未払法人税等	(2, 269)	(2, 269)	—
(17) 預り金	(36, 521)	(36, 521)	—
(18) デリバティブ取引 (*3)	416	416	—

(*1) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(*2) 「(3) 売掛金」につきましては、貸倒引当金を控除した額で表示しております。

- (※3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合については、()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

- (1)現金及び預金、(2)預け金、(3)売掛金、(4)電子記録債権、(5)信託受益権、(6)未収入金

これらはすべて短期であるため、時価と帳簿価額が近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (7)短期貸付金、(11)長期貸付金

これらの時価について、1年内返済予定の長期貸付金を除く短期貸付金は、貸し付けてから返済までの期間がすべて短期であるため、時価と帳簿価額が近似していることから、当該帳簿価額によっています。長期貸付金（1年内返済予定の長期貸付金を含む。）の時価は、その将来キャッシュ・フローを新規に同様の貸付けを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。

- (8)有価証券、(9)投資有価証券、(10)関係会社株式・出資金

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提供された価格によっております。

- (12)電子記録債務、(13)買掛金、(14)短期借入金、(15)未払金、(16)未払法人税等、(17)預り金

これらはすべて短期であるため、時価と帳簿価額が近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (18)デリバティブ取引

デリバティブの時価は、金融機関から提供された価格によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式及び出資金(貸借対照表計上額 投資有価証券:4,277百万円、関係会社株式・出資金:109,651百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(9)投資有価証券」及び「(10)関係会社株式・出資金」には含めておりません。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金、未払費用、減価償却限度超過額であり、評価性引当額を控除しております。

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、工具器具備品の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

属 性	会社等の名称	議 決 権 等 の 被 所 有 割 合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額 (百万円)	科 目	期 末 残 高 (百万円)
親会社	アイシン精機株式会社	直接 56.3% 間接 4.0%	親会社からの 部品購入 役員の兼任	金銭消費貸借契約に基づく取引	140,257	預け金	155,275
				当社株式の交付	33,917	—	—
その他の 関係会社	トヨタ自動車株式会社	直接 39.7%	当社製品の 販売 役員の兼任	自動車部品の販売	460,845	売掛金	39,447
						電子記録債権	13,323

- (注) 1. 金銭消費貸借契約に基づく預け金の取引金利は、市場金利を勘案して決定しております。
2. 預け金の取引金額は、期中の平均残高を記載しております。
3. 当社株式の交付は、アイシン精機株式会社の子会社であるアイシン・ユーアイ株式会社と当社との経営統合に伴うものです。取引金額の内訳は、新株の発行26,848百万円、自己株式の処分7,068百万円であります。
4. 自動車部品の販売については、市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、毎期価格交渉のうえ決定しております。

2. 子会社

属 性	会社等の名称	議 決 権 等 の 所 有 割 合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額 (百万円)	科 目	期 末 残 高 (百万円)
子会社	アイシン・エイ・ダブリュ工業株式会社	直接 79.2%	子会社からの 部品購入 役員の兼任	金銭消費貸借契約に基づく取引	11,590	預り金	6,579
子会社	株式会社 エイ・ダブリュ 瑞浪	直接 100%	子会社からの 部品購入 役員の兼任	金銭消費貸借契約に基づく取引	4,174	短 期 貸付金	—
					6,000	長 期 貸付金	—
子会社	エイ・ダブリュ・ヨーロッパ株式会社	直接 88.9% 間接 5.0%	当社製品の 販売 役員の兼任	金銭消費貸借契約に基づく取引	7,701	預り金	10,759
				自動車部品の販売	324,480	売掛金	140,788

- (注) 1. 金銭消費貸借契約に基づく預り金・貸付金の取引金利は、市場金利を勘案して決定しております。
2. 預り金・貸付金の取引金額は、期中の平均残高を記載しております。
3. 自動車部品の販売については、市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、毎期価格交渉のうえ決定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	62,180円99銭
2. 1株当たり当期純利益	2,665円28銭

10. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、2020年3月25日開催の取締役会において、会社法第156条第1項、第160条第1項の規定に基づき、自己株式の取得に関する事項について決議し、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

当社は、2021年4月にアイシン精機株式会社と合併を予定しております。本合併は、当社が、トヨタ自動車株式会社の保有する当社株式の全てを、自己株式として取得した後、アイシン精機株式会社と当社が合併する形で実施することを、2019年10月31日にトヨタ自動車、アイシン精機株式会社及び当社の3社で基本合意いたしました。今回の自己株式の取得は、本基本合意に基づき実施したものです。

(2) 取得の内容

①取得する株式の種類

普通株式

②取得する株式数

3,887,000株

③株式の取得価額

約300,000百万円

④取得方法

特定の株主（トヨタ自動車株式会社）からの取得

(3) 取得の時期

2020年4月1日

(資金の借入)

当社は、親会社であるアイシン精機株式会社と締結しているCMS（キャッシュ・マネジメント・サービス）貸付に係る基本約定書に基づき、以下のとおり借入を実行いたしました。

(1) 資金使途

自己株式の取得を行うため

(2) 借入の概要

①借入先

アイシン精機株式会社

②借入金額

114,500百万円

③借入条件

実勢金利

④借入実行日

2020年4月1日

⑤借入期間

CMSにおける取引のため、返済期限の定めはありません。

⑥担保提供資産又は保証の内容

なし

11. その他の注記

企業結合関係

(共通支配下の取引等)

当社は、2018年10月26日開催の取締役会において、アイシン・エーアイ株式会社と経営統合をすることを決議し、同年12月21日付で締結した合併契約書に基づき、2019年4月1日付でアイシン・エーアイ株式会社と経営統合いたしました。

(1) 企業結合の概要

①被結合企業の名称及びその事業内容

名 称 アイシン・エーアイ株式会社

事業内容 マニュアルトランスミッション、4輪駆動車用トランスファ、
オートマチックトランスミッション部品 の製造・販売

②企業結合日

2019年4月1日

③企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社、アイシン・エーアイ株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併

④結合後企業の名称

変更ありません。

⑤取引の目的を含む取引の概要

自動車及びその他の輸送用機器を取り巻く環境が大きく変化する中、トランスミッション事業として全体最適と効率化を推進し、より競争力のあるパワートレイン会社を目指すことを目的として経営統合を行うものです。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成31年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理をしております。

(合併に関する基本合意書の締結)

当社は、2019年10月31日開催の取締役会において、アイシン精機株式会社と経営統合をすることに
関して基本合意書を締結することを決議し、同日付で本基本合意書を締結いたしました。

(1) 企業結合の概要

①企業結合先の名称及びその事業内容

名 称 アイシン精機株式会社

事業内容 自動車部品（パワートレイン、走行安全、車体、情報電子）、
エネルギー・住生活関連製品 等の製造・販売

②企業結合日

2021年4月1日（予定）

③企業結合の法的形式

アイシン精機株式会社を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併

④結合後企業の名称

株式会社アイシン（予定）

⑤取引の目的を含む取引の概要

C A S E領域における競争力の強化及びアイシングループとしての経営効率の抜本的向上を目的
として、重点領域へのリソースシフトを加速し、かつ、アイシングループの事業面及び管理面
でのシナジー効果を創出するため、両社対等の精神で経営統合を行うものです。

第 5 2 期

事 業 報 告

2 0 1 9 年 4 月 1 日から
2 0 2 0 年 3 月 3 1 日まで

アイシン・エイ・ダブリュ株式会社

愛知県安城市藤井町高根 1 0 番地

事業報告

(2019 年 4 月 1 日から
2020 年 3 月 31 日まで)

世界各地で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症により、お亡くなりの方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、引き続き闘病中の皆さまに心よりお見舞いを申し上げます。

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期の世界経済は、米中貿易摩擦や英国のEU離脱問題といった不確実性の高い状況下で、貿易の縮小や生産・投資活動の停滞が生じ、成長が減速しました。日本においては、自然災害や消費増税などの影響はあるものの、個人消費は、雇用・所得環境の着実な改善を背景に底堅く推移しましたが、2020年1月以降、世界的に感染拡大している新型コロナウイルス感染症に伴う生産・消費の停滞による影響が懸念されています。

自動車業界においては、2019年の世界自動車販売台数は、欧州、日本では前年を上回ったものの、中国では米中貿易摩擦や新エネルギー車補助金の削減の影響等により、大きく前年を割り込み、全体では2年連続で減少しました。

このような経営環境の中、当期を「A/T事業とM/T事業の統合や電動化新会社への参画などパワートレイン(P/T)事業として取り組みを進め、将来に向け成長領域へのチャレンジを加速すると共に、グループの競争力と経営基盤を強化し、次の飛躍に向けた年」と位置付け、諸施策を展開いたしました。

まず、4月にアイシン・エーアイと経営統合し、M/T事業を兼ね備えた新生AWとして、創立50周年となる節目の年をスタートしました。

P/T事業では、国内で顧客2社向けの同時開発に取り組んだC/V/Tをトヨタ向けとスズキ向けに、次世代電動化商品の主力となるeAxleをトヨタ向けに立ち上げました。V/I/T事業では、トヨタ及びLINEと共同開発を行い、コネクティッド領域への第一歩となるLINEカーナビをリリースしました。

生産面では、今後の需要・環境変化を見据え、体制の整備を進め、国内では、子会社のAW瑞浪にWC/V/Tのラインを新設しました。海外では、自動車の現地生産化の加速に対応するため、AWテキサスとAWノースアメリカを新たに設立しました。更に、中国市場の需要減への対応と、今後の電動化商品の生産拡大に向け、中国とタイで生産ラインの見直しを開始しました。

品質面では、現場管理の強化を行ってきましたが、顧客にご迷惑をおかけする重要な品質問題が複数発生しました。生産変動に対応できる品質保証体制の立て直しが急務であります。

安全面では、火災は昨年度より減少傾向であるものの、災害・交通加害事故は増加しており、災害ゼロ・交通加害事故ゼロに向けて、現状の仕組み改善に加え、安全文化醸成の更なる仕掛けが必要です。

また、従来の仕事の進め方を変え、企業体質を強化すべくAWTK(体質強化)活動を開始しました。今後、活動のスピードを上げ、早急に企業体質を改善する必要があります。

連結業績につきましては、P/T事業ではA/T販売台数が前期比9.5%減の904万台、M/T販売台数は前期比13.8%減の61万台、T/F販売台数は前期比8.5%減の73万台、V/I/T事業ではシステム販売が前期比12.8%減の148万台、ソフト販売は前期比10.1%増の79万台となり、両事業合わせた売上収益は前期比9.8%減の1兆6,221億円となりました。利益につきましては、原価低減活動などの増益要因があったものの、販売台数の減少や減価償却費などの固定費の増

加、及び生産企画台数の見直しによるロスの発生などの減益要因により、営業利益は前期比 81.9%減の 199 億円、税引前利益は前期比 84.7%減の 168 億円となりました。また、親会社の所有者に帰属する当期利益は前期比 94.0%減の 46 億円となりました。

なお、日本基準に基づいた単独業績につきましては、売上高は前期比 7.7%減の 1 兆 3,998 億円、営業利益は前期比 92.0%減の 33 億円、経常利益は前期比 64.3%減の 271 億円となり、当期純利益は前期比 60.0%減の 261 億円となりました。

また、アイシンググループ一体となって、CASE に対応する企業構造と、高い収益力を持つ企業体質へ変革するため、2021 年 4 月にアイシン精機と経営統合することを決断いたしました。それぞれが独自に培ってきた強みを結集し、生き残りをかけて次世代アイシンを築いてまいります。

注) 前期比は全てアイシン・エーアイ(株)の合併算値との比較

(2) 設備投資・資金調達の状況

設備投資につきましては、主に増産対応・新拠点立ち上げなどの投資を連結では 1,093 億円、単独では 535 億円実施しました。なお、当該資金について、連結では自己資金からの充当に加え、一部借入金にて賄い、単独ではすべて自己資金にて賄いました。

(3) 対処すべき課題

自動車業界は、CASE 革命に直面しており、さまざまな業界再編・事業提携によるパラダイムシフトや中国メーカーの桁違いのスピードでの追い上げもあり、競争環境は更に熾烈となり、勝つか負けるかではなく、「生き残れるか否か」の戦いとなります。

このような状況下、いかなる環境下でも生き残れる真の競争力を一刻も早く身に付け、世界が喜ぶ新たな価値を創造し、より良い未来を切り開くため、以下の会社方針のもと諸施策に取り組んでまいります。

0. 《すべての基本》 安全・コンプライアンスの最優先と品質の早期立て直し

1. 《未来への挑戦》 生き残りをかけた重点領域での成長戦略の加速

- ① CASE 領域に向けた技術開発の加速と市場投入
- ② 社会の変革を先読みした外部連携を含む新たな技術の積極活用
- ③ 独自の技術・ノウハウ・顧客との結びつきを活かした新たなビジネスモデルの構築

2. 《持続的成長》 既存事業の競争力向上

- ④ 成長商品へのリソース集中と不採算商品のスクラップによる収益構造転換
- ⑤ 事業環境を見極めたグローバルでの効率的な事業体制の構築
- ⑥ グローバルベストを生かした生産性向上・原単位改革による商品競争力・低コスト競争力の強化

3. 《足元固め》 持続的成長を支える経営基盤の強化

- ⑦ 持続可能な社会の実現に貢献する企業行動の実践〔SDGs・ESG、ダイバーシティ〕
- ⑧ 働きがい向上に向けた改革の推進〔人材育成、制度・意識改革、デジタル化〕
- ⑨ グループ全体視点での機能集約と徹底的な固定費削減によるリーンの体制の構築

これらの実現及び新型コロナウイルス感染拡大の影響によって直面する過去最大級と予想される危機を乗り越えるため、グループ従業員の一人ひとりが、常に緊張感と危機感を保ちつつ、自らの責任を意識して、「勤勉で、明るく、楽しく、たくましく」課題に取り組むことにより、業界のリーディングカンパニーとして顧客からの期待、信頼に対し、全社一丸となって応えていく所存です。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産及び損益の状況の推移

①連結

区 分		第49期 (2016.4～2017.3)	第50期 (2017.4～2018.3)	第51期 (2018.4～2019.3)	第52期 (2019.4～2020.3)
		IFRS	IFRS	IFRS	IFRS
売上収益	(百万円)	1,431,107	1,621,250	1,675,883	1,622,194
親会社の所有者に帰属する当期利益	(百万円)	86,882	96,101	71,318	4,628
基本的1株当たり当期利益	(円)	9,384.28	10,380.09	7,703.18	472.14
資本金合計	(百万円)	635,415	706,564	751,159	784,636
資産合計	(百万円)	1,106,470	1,190,181	1,271,846	1,400,546

(注) 当期より IFRS 第16号「リース」(2016年1月公表)を適用しています。

②単独

区 分		第49期 (2016.4～2017.3)	第50期 (2017.4～2018.3)	第51期 (2018.4～2019.3)	第52期 (2019.4～2020.3)
		日本基準	日本基準	日本基準	日本基準
売上高	(百万円)	1,204,561	1,384,322	1,438,726	1,399,858
経常利益	(百万円)	65,583	105,404	71,021	27,133
当期純利益	(百万円)	56,330	85,946	60,914	26,125
1株当たり当期純利益	(円)	6,084.34	9,283.23	6,579.46	2,665.28
純資産	(百万円)	472,380	529,334	559,127	609,515
総資産	(百万円)	884,982	950,787	1,016,093	1,013,243

(5) 重要な親会社、子会社の状況等 (2020 年 3 月 31 日現在)

①親会社の状況

会 社 名	持 株 数	議 決 権 比 率	事 業 上 の 取 引 関 係
アイシン精機株式会社	株 5,526,483	% 60.3	親会社からの部品購入

(注) 議決権比率は親会社の子会社による所有を含む比率を表示しております。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
エイ・ダブリュ・ノースカロライナ株式会社	千米ドル 75,000	% 100.0	自動車部品 (オートマチックトランスミッション等) の製造
天津エイ・ダブリュ自動車変速機有限会社	千人民元 668,853	80.0	自動車部品 (オートマチックトランスミッション等) の製造
エイ・ダブリュ蘇州自動車部品有限会社	千人民元 1,099,652	※ 100.0	自動車部品 (オートマチックトランスミッション等) の製造
エイ・ダブリュ天津自動車部品有限会社	千人民元 619,778	※ 100.0	自動車部品 (オートマチックトランスミッション等) の製造
アイシン・エーアイ・ブラジル有限会社	千レアル 191,000	100.0	自動車部品 (マニュアルトランスミッション等) の製造
エイ・ダブリュ・タイ株式会社	百万バーツ 3,450	100.0	自動車部品 (オートマチックトランスミッション等) の製造
浙江吉利アイシン・エイ・ダブリュ自動車変速機有限会社	千人民元 822,755	※ 60.0	自動車部品 (オートマチックトランスミッション等) の製造
広汽アイシン・エイ・ダブリュ自動車変速機有限会社	千人民元 817,835	※ 60.0	自動車部品 (オートマチックトランスミッション等) の製造
エイ・ダブリュ・ノースアメリカ株式会社	千米ドル 187,000	100.0	米国生産会社の統括

(注) ※印の議決権比率は子会社による所有を含む比率を表示しております。

③その他の重要な事項

トヨタ自動車株式会社は、当社の総議決権個数の 39.7%を所有しており、当社は主として自動車部品の製品を同社に販売いたしております。なお、同社への販売額は、当社の売上高の 44.4%であります。

(6) 主要な事業内容 (2020 年 3 月 31 日現在)

事 業	主 な 製 品
パワートレイン事業	オートマチックトランスミッション ハイブリッドトランスミッション マニュアルトランスミッション トランスファ
V I T 事 業	カーナビゲーションシステム

(7) 主要な営業所及び工場 (2020 年 3 月 31 日現在)

①当社

名 称		所 在 地
本 社		愛 知 県 安 城 市
工 場	本 社 工 場	愛 知 県 安 城 市
	田 原 工 場	愛 知 県 田 原 市
	岡 崎 工 場	愛 知 県 岡 崎 市
	蒲 郡 工 場	愛 知 県 蒲 郡 市
	岡 崎 東 工 場	愛 知 県 岡 崎 市
	城 山 工 場	愛 知 県 西 尾 市
	吉 良 工 場	愛 知 県 西 尾 市

②子会社

国内

会 社 名	名 称	所 在 地
ア イ シ ン 機 工 株 式 会 社	本 社 工 場	愛 知 県 西 尾 市
アイシン・エイ・ダブリュ工業株式会社	本 社 工 場	福 井 県 越 前 市
株式会社エイ・ダブリュ・サービス	岡崎物流センター	愛 知 県 岡 崎 市
株 式 会 社 シ ー ヴ ィ テ ッ ク 九 州	本 社 工 場	長 崎 県 佐 世 保 市
株式会社エイ・ダブリュ工業・若狭	本 社 工 場	福 井 県 三 方 上 中 郡
株 式 会 社 エ イ ・ ダ ブ リ ュ 瑞 浪	本 社 工 場	岐 阜 県 瑞 浪 市

海外

会 社 名	名 称	所 在 地
エイ・ダブリュ・ノースカロライナ株式会社	本 社 工 場	米国ノースカロライナ州
アイシン・エーアイ (タイランド) 株式会社	本 社 工 場	タイ王国チャチュンサオ県
天津エイ・ダブリュ自動変速機有限会社	本 社 工 場	中華人民共和国天津市
エイ・ダブリュ蘇州自動車部品有限会社	本 社 工 場	中華人民共和国江蘇省
エイ・ダブリュ天津自動車部品有限会社	本 社 工 場	中華人民共和国天津市
エ イ ・ ダ ブ リ ュ ・ タ イ 株 式 会 社	本 社 工 場	タイ王国チョンブリ県
浙江吉利アイシン・エイ・ダブリュ自動変速機有限会社	本 社 工 場	中華人民共和国浙江省

(8) 従業員の状況 (2020 年 3 月 31 日現在)

①連結

従業員数	前期末比増減数
38,528名	3,612名増

(注) 従業員数は、就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む）を記載しております。

②単独

従業員数	前期末比増減数
22,196名	2,306名増

(注) 従業員数は、就業人員（当社から当社外への出向者を除き、当社外から当社への出向者を含む）を記載しております。

(9) 主要な借入先及び借入額 (2020 年 3 月 31 日現在)

①連結

借入先	借入金残高
アイシン精機株式会社 (CMS)	49,233 百万円
アイシン・アジア・パシフィック株式会社 (CMS)	8,684 百万円
株式会社三井住友銀行	4,390 百万円
株式会社三菱UFJ銀行	4,379 百万円

②単独

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	700 百万円
株式会社三井住友銀行	600 百万円

2. 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

（1）株式の総数

発行可能株式総数	25,000,000株
発行済株式総数	9,802,283株

（2）株主数 6名

（3）株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
ア イ シ ン 精 機 株 式 会 社	5,526,483 ^株	56.3 [%]
ト ヨ タ 自 動 車 株 式 会 社	3,887,000	39.7
ア イ シ ン 開 発 株 式 会 社	194,400	1.9
ア イ シ ン 高 丘 株 式 会 社	64,800	0.7
ア イ シ ン 化 工 株 式 会 社	64,800	0.7
ア イ シ ン 軽 金 属 株 式 会 社	64,800	0.7
合 計	9,802,283	100.0

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等(2020年3月31日現在)

氏 名	会社における地位	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
尾 崎 和 久	* 取 締 役 社 長	(C S S統括)
齋 藤 雅 康	* 取 締 役 副 社 長	社長補佐(技術・品質・生産技術・電子技術統括)
松 野 恒 博	* 取 締 役 副 社 長	社長補佐(事務・調達統括)
桑 山 善 成	* 取 締 役 副 社 長	社長補佐(営業・生産管理・製造統括)
前 田 昌 彦	取 締 役	トヨタ自動車株式会社執行役員
豊 田 幹 司 郎	取 締 役	アイシン精機株式会社取締役会長
伊 勢 清 貴	取 締 役	アイシン精機株式会社代表取締役社長
中 村 泰 也	取 締 役	品質本部本部長
青 木 良 夫	取 締 役	生産技術本部本部長
中 村 一 教	取 締 役	人材開発本部本部長、経理・原価本部本部長
鈴 木 研 司	取 締 役	C S S本部本部長、経営企画本部副本部長
仲 家 浩 司	取 締 役	経営企画本部本部長
三 輪 哲 也	常 勤 監 査 役	
小 島 正 明	常 勤 監 査 役	
山 科 忠	監 査 役	
三 矢 誠	監 査 役	アイシン精機株式会社代表取締役副社長

(注)1. *印は、代表取締役であります。

2. 2019年6月5日開催の第51回定時株主総会終結のときをもって、取締役 伊原保守氏、渡辺啓二氏、監査役 佐々木眞一氏の3氏は任期満了となり退任いたしました。
3. 取締役 岸宏尚氏は、2020年2月1日付で辞任いたしました。
4. 取締役 前田昌彦氏は、2020年2月1日付の書面による臨時株主総会において、新たに選任され、同日付で就任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人 数 (2019年4月 ～2020年3月)	報酬等の額	摘 要
取 締 役	12名	535百万円	役員報酬の限度額 取締役 月額30百万円以内 (2013年6月7日第45回定時株主総会決議) 監査役 月額5百万円以内 (1983年3月24日第14回定時株主総会決議)
監 査 役	4名	79百万円	
計	16名	614百万円	

(注)上記報酬等の額には以下のものが含まれております。

(1) 当事業年度中に計上した役員賞与引当金

取締役	125 百万円
監査役	24 百万円

(2) 当事業年度中に計上した役員退職慰労引当金

取締役	196 百万円
監査役	14 百万円

4. 会計監査人の状況

会計監査人の名称 PwC あらた有限責任監査法人

5. 業務の適正を確保するための体制

アイシングループの一員として、当社及び子会社の業務の適正を確保する体制を構築するために、当社が取締役会において決議した内部統制の整備に関する基本方針及び当該方針に関する運用状況の概要は以下のとおりです。

(1) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

【基本方針】

- ① グループ共通の経営理念や企業行動憲章に基づき、適法かつ公正な企業活動を推進する体制整備を行う。
- ② 経営上の重要事項に関しては、グループ経営委員会・各社の経営委員会にて総合的な審議を受けたうえ、取締役会にて決議する。
- ③ 連結の企業行動倫理委員会で審議・決定された方針に従い、法令及び企業行動倫理遵守の体制整備、運用を行う。
- ④ 取締役は、グループ共通の企業行動憲章の精神の実現に自ら率先垂範の上、取り組むとともに、グループ全体のコンプライアンスの意識向上と徹底をはかる。

【運用状況の概要】

(1) 定期的な取り組み

- ・ 「アイシングループ企業行動憲章」に基づき、コンプライアンスの徹底を宣言し、推進体制の構築
- ・ 取締役会での決定までのステップとして、経営委員会、各種機能会議にて審議
- ・ アイシングループ連結企業行動倫理委員会において、法令及び企業行動倫理遵守に向けた方針と体制について審議
- ・ コンプライアンス アクションプランの策定と実践
- ・ 取締役、執行役員に対し「役員関係法令の手引き」を配布のうえ、コンプライアンス研修への参画

(2) 当期の特徴的な取り組み

- ・ 改定されたアイシングループ企業行動憲章の取締役会での採択
- ・ 「緊急コンプライアンス説明会」へ参画し、社内及び子会社への展開

(2) 当社及び子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

【基本方針】

- ① グループ本社が展開する企業行動倫理に関するガイドや法務教育・階層別教育等を通じて、従業員に対しコンプライアンスの徹底をはかる。
- ② 企業行動倫理相談窓口等を通じて、コンプライアンスに関わる問題及び疑問点に関し、情報の早期把握及び解決をはかる。

- ③ グループ本社内部監査機能等による実地監査や、業務の適正性に関するモニタリングを受ける。

【運用状況の概要】

(1) 定期的な取り組み

- ・ 社会的責任を踏まえた行動指針に基づくコンプライアンス研修への参画
- ・ 企業倫理強化月間を設定し、強化活動を推進
- ・ 倫理相談窓口などによる不正行為などの早期発見・是正の徹底
- ・ グループ本社内部監査部門による計画的な社内監査及び J-SOX 監査の受審

(2) 当期の特徴的な取り組み

- ・ 改定されたアイシングループ企業行動憲章の周知のための憲章カードの配布
- ・ 「緊急コンプライアンス説明会」を受け、部門長が「コンプライアンス宣言」を作成し、職場に掲示

(3) 当社及び子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

【基本方針】

- ① 取締役の職務の執行に係る情報は、関係規程ならびに法令に基づき、各担当部署に適切に保存及び管理させる。

【運用状況の概要】

(1) 定期的な取り組み

- ・ 取締役会議事録及び全社会議体の報告資料、議事録などの情報を、文書管理規程、機密情報管理規程ならびに法令に基づき、子会社における情報を含め適切に保存、管理

(4) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

【基本方針】

- ① 品質、安全、コンプライアンス、情報管理、環境、火災・自然災害等の各種リスクについて、グループ本社が決定する推進体制及び基本的ルール、対応計画に従い、適切なリスク管理体制を構築する。

【運用状況の概要】

(1) 定期的な取り組み

- ・ アイシングループBCPプロジェクト活動への参画
- ・ 全社的に取り組むべきリスクに対し、全社地震防災会議などの推進組織を設定し、重要な対策事項を審議
- ・ 子会社におけるリスク対応を把握し、当社と子会社間で情報共有
- ・ 取締役、執行役員に対し、緊急時の「情報公開・コミュニケーション」のためのメディア向けトレーニングの実施

(2) 当期の特徴的な取り組み

- ・ 旧アイシン・エーアイ全社員に対し、部門面談、ストレスチェックなどのメンタル予防活動の実施
- ・ 仕入先に対し緊急品質連絡会を開催し、『購入部品の非常事態』を宣言

(5) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

【基本方針】

- ① グループ経営方針に基づき、組織の各段階で方針を具体化し、一貫した方針管理を行う。
また、事業活動計画及び実績を報告し、グループ本社との会議体や機能部門からの情報展開を受けることにより、各社の業務の効率性確保をはかる。

【運用状況の概要】

(1) 定期的な取り組み

- ・ 年度会社方針を受け、本部方針を策定、各部門長において部方針・業務実施計画にブレイクダウンして部内展開を行い、組織として一貫した方針管理を実施
- ・ 戦略決定を行う取締役が、執行役員を指揮監督し、課題を明確にした上で、事業を遂行
- ・ 「関係会社管理規程」に基づき、子会社の運営、事業企画等をサポート
- ・ 子会社の各機能部門との連絡会の開催によるコミュニケーション強化

(2) 当期の特徴的な取り組み

- ・ 城山工場、吉良工場における現場管理帳票統一のための管理者(GM、工長)教育の実施
- ・ 城山工場、吉良工場に関し、IATF 統合ワーキング(1回/週)を実施し、規程及び管理帳票の統合推進
- ・ AWT K (体質強化) 活動として、間接労務費、生産準備費などに対する体質強化アイテムを抽出し、対応

(6) 監査役の職務を補助する使用人への指示の実効性及び取締役からの独立性に関する事項

【基本方針】

- ① 監査役の職務を補助する使用人を置く。
- ② 監査役の職務を補助する使用人の人事については、事前に監査役の同意を得る。

(7) 当社及び子会社の取締役及び使用人が当社及び親会社の監査役に報告するための体制

【基本方針】

- ① 取締役は主な業務執行について、適宜適切に監査役に報告するほか、アイシンググループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告を行う。
- ② 取締役、使用人は、監査役の求めに応じ、定期的に、また随時事業の報告を行う。
- ③ 上記の報告をした者については、当該報告をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けないよう適切に対処する。

(8) その他監査役の当社及び子会社に対する監査が実効的に行われることを確保するための体制

【基本方針】

- ① 取締役は、監査役監査の実効性を高めるため、監査役の重要会議への出席や重要文書の閲覧、工場・子会社の实地監査、会計監査人との会合等の監査活動に積極的に協力する。
- ② グループ本社内部監査機能は、監査役との連携を密にし、監査結果の情報共有を行う。
- ③ 監査役の職務執行に必要となる費用については、会社がこれを負担する。

【6～8. 監査役監査の実効性確保のための体制に関する基本方針の運用状況の概要】

(1) 定期的な取り組み

- ・ 経営企画部内に監査役支援を専門に行うグループを設置し、専任者を配置
- ・ 重要会議への出席や取締役等・使用人からの報告、或いは工場・国内外の子会社監査の機会の設定
- ・ 内部監査結果の報告など、グループ本社内部監査部門との緊密な連携の維持
- ・ 監査役への報告を理由に不利な取扱いを受けていないことを、倫理相談窓口への通報内容に基づき、定期的に監査役へ報告

(2) 当期の特徴的な取り組み

- ・ 常勤監査役と旧アイシン・エーアイ出身基幹職（1.2級）との意見交換会の設定

6. 親会社等との間の取引に関する事項

当社の親会社はアイシン精機株式会社で、同社は当社の株式 5,526,483 株（議決権比率 60.3%）を保有しております。なお、議決権比率は親会社の子会社による所有を含む比率を表示しております。

当社は親会社との間で、部品購入等の取引があります。なお、いずれの取引も、通常の業務の延長上にある一般的なものであり、その条件等についても、当社と資本的・人的関係を有しない者と取引する場合と同様の扱いをしております。

独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

アイシン・エイ・ダブリュ株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小林正英 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	杉本晃司 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アイシン・エイ・ダブリュ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2020年4月1日に自己株式の取得及び資金の借入を行っている。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

監 査 報 告 書

私たち監査役は、アイシン・エイ・ダブリュ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第52期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、各監査役の合意により定めた監査役監査の基準に準拠し、監査役連絡会を通じて当期の監査の方針、監査計画を定め、監査役相互の情報の共有を促進しつつ、取締役、内部監査部門その他の使用人等及び親会社の監査役と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について、コンプライアンスの浸透を図るための取組みを中心に定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- i. 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ii. 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- iii. 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- iv. 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 PwC あらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 PwC あらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 重要な後発事象

当社は、2020年3月25日開催の取締役会において、会社法第156条第1項、第160条第1項の規定に基づき、自己株式の取得に関する事項について決議し、2020年4月1日に自己株式を取得いたしました。また、該当取得の資金として、同日、アイシン精機株式会社より、CMS貸付に係る基本約定書に基づき、借入を実行いたしました。当該事項は各監査役の意見に影響を及ぼすものではありません。

2020年5月26日

アイシン・エイ・ダブリュ株式会社

常勤監査役 三 輪 哲 也 ㊞

常勤監査役 小 島 正 明 ㊞

監査役 山 科 忠 ㊞

監査役 三 矢 誠 ㊞